

目次

告示

○教育職員免許状の失効について..... 3

告 示

北海道教育委員会告示第37号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、失効した。

令和6年5月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

氏名	橋本遊	本籍地	大阪府
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
中学校教諭1種免許状 (外国語(英語))	令2中一種第1339号	令和3年3月31日	兵庫県教育委員会
高等学校教諭1種免許状 (外国語(英語))	令2高一種第1664号		
失効年月日	令和6年5月16日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号ア)該当		

